

委 託 設 計 書

所 属 部 課 名		建設部 道路維持課							
部長	審議監	課長	補佐	主査	班	班		設計者	審査
委 託 名 称		歩道清掃業務委託							
委 託 場 所		松戸市市内一円							
事 業 年 度		令和 8 年度							
委 託 価 格		単価の合計 一金、 円							

松 戸 市

委
託
設
計
概
要

歩道清掃業務 一式

本 委 託 内 訳 書

費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
本委託費								/H
		清掃工		式	1			第 1 号内訳書参照 @U015
	委託価格				1			++T

第 1 号 内訳書 清掃工

1式

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
歩道清掃工		m ²	1			第 1 号単価表参照 V0062
歩道掃出工		km	1			第 2 号単価表参照 V0063
道路除草工(肩掛け式)	除草・集草・積込運搬	m ²	1			第 3 号単価表参照 V0064
ゴミ処分費		kg	1			
計						

第 1 号 単価表 歩道清掃工

1000 m² 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
普通作業員		人				RR0102
軽作業員		人				RR0103
ダンプトラック [オンロード ・ディーゼル]	2t積級	時間				第 4 号単価表参照 SK0301001-J01
諸雑費		式	1			ゴミ袋等含 #09
計	1000 m ² 当り					
	1 m ² 当り					

第 2 号 単価表

歩道掃出工

1 km 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
歩道掃き出し		km	1			第 5 号単価表参照 SWB432320-J02
諸雑費		式	1			#09
計	1 km 当り					

第 3 号 単価表

道路除草工(肩掛け式)

除草・集草・積込運搬

1 m² 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
機械除草 (肩掛け式)・集草・ 積込運搬		m ²	1			第 6 号単価表参照 SCB432160-J01
諸雑費		式	1			#00
計	1 m ² 当り					

第 4 号 単価表

ダンプトラック [オンロード・ディーゼル] 2t積級

1 時間 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手 (一般)		人				RR0115
軽油		L	3.5			TZ006702002
ダンプトラック [オンロード ・ディーゼル]	2 t 積級	時間				MM000301001
タイヤ損耗費	2~3 t 積級 普通	時間				TZ010020021
諸雑費 (まるめ)		式	1			#99
計	1 時間 当り					

SK0301001

J01 機械使用条件コード = 0

J03 機械損耗部品補正 = 0

J05 交替制による割増し = 1

交替制を適用しない

J07 基礎価格補正 = 1

しない

J09 運転日当り運転時間[時間] = 0

J02 岩石割増しコード = 1

岩石工の割増対象にしない

J04 供用日当り運転時間[時間] = 0

J06 異常補正 = 0

J08 輸送補正 = 1

しない

第 5 号 単価表

歩道掃き出し

100 km 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
普通作業員		人				RR0102
諸雑費（まるめ）		式	1			#99
計	100 km 当り					
	1 km 当り					

SWB432320

第 6 号 単価表

機械除草（肩掛け式）・集草・積込運搬

1 m² 当り

名称	規格	単位	構成比	東京単価	積算単価	摘要
標準単価			P			/H
機械構成比		%	K			/H
ダンプトラック〔オシロード・ディーゼル〕	2 t 積級 タイヤ損耗費及び補修費(良好)含	%	K1			MM000301001
草刈機〔肩掛け式〕	カッタ径 255 mm	%	K2			MM002031005
労務構成比		%	R			/H
普通作業員		%	R1			RR0102
特殊作業員		%	R2			RR0101
土木一般世話役		%	R3			RR0125
運転手（一般）		%	R4			RR0115
材料構成比		%	Z			/H
軽油		%	Z1			TZ006702002

第 6 号 単価表 機械除草（肩掛式）・集草・積込運搬

1 m² 当り 2 頁

名称	規格	単位	構成比	東京単価	積算単価	摘要
	1 m ² 当り					

SCB432160

J01 飛び石防護の有無 = 1
J03 ダンプ トラック運搬距離 = 3

有り
14.5km以下

J02 運搬機械選定 = 1
J05 費用の内訳 = 1

ダンプ トラック (オントロート・ティセール・2t積)
全ての費用

歩道清掃業務委託

【予定数量】

通番	項目	予定数量
1	歩道清掃工	287,000 m ²
2	歩道掃出工	70 km
3	道路除草工	13,500 m ²
4	ゴミ処分費	18,723 kg

歩道清掃業務委託
【 各作業項目の単価構成比 】

通番	作業項目	単位	数量	構成比
1	歩道清掃工	m ²	1	0.238%
2	歩道掃出工	km	1	97.561%
3	道路除草工	m ²	1	2.201%
合 計				100.000%

歩道清掃業務委託仕様書

本仕様書は、業務の大要を示すものであって、記載なき事項であっても本契約に附帯する業務を含むものとする。

また、受託者は、業務の遂行にあたり、新しい手法の導入、あるいは創意工夫をもって作業をするなど、資質向上を図り誠実にこれを履行するものとする。

1 委託場所 松戸市市内一円

2 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 委託内容

- (1) 作業日は原則として、土日祝日・年末年始(12/29～1/3)を除く日。ただし、別途、作業が必要となったときは、監督職員と協議して定める。
- (2) 作業時間は、午前9時から午後5時まで
ただし、作業場所の状況により作業時間を変更する場合には、監督職員と協議して定める。
- (3) 業務内容
 - ア 歩道、排水溝等の清掃
 - イ 歩道に付着しているガム等の除去
 - ウ 植栽地のごみ等の除去
 - エ 落葉清掃時、落ち葉掃き出しは、市が別途契約している市道清掃業務委託の受託者と連携し作業すること。
 - オ 積雪時の除雪及び凍結防止対策
 - カ 本業務の作業範囲外であっても、監督職員が必要と判断した場合には、別途、指示する。
 - キ 道路用地、法面等の除草
 - (ア) 道路用地、法面等の雑草を刈払機又は人力により行うこと。
 - (イ) 除草高は原則として5cm以内とする。
 - (ウ) 草刈作業前にごみ等の異物を除去すること。
 - (エ) 保護メガネ等の保護具を装着すること。
 - (オ) 刈払機の範囲内に人が居ないことを確認し、作業中にも近づかないよう措置を講じ適正な距離を保つこと。
 - (カ) 刈払は、左側からの一方向で実施しキックバック事故の防止を図ること。
 - (キ) 飛び石その他の危険防止の措置を講じること。
 - ク その他業務で監督職員が必要と認めたもの。
- (4) ごみの処分
 - ア ゴミ処分に係る一般廃棄物手数料は、受託者が支払うものとする。
 - (ア) 手 数 料 1キログラムあたり16円(税抜き)
 - (イ) 年間予定処分量 18,723キログラム
 - イ 上記以外のごみについては、監督職員の指示によるものとする。
 - ウ ごみ処理手数料は、業務月例報告書に計量伝票を添付して請求するものとする。

(5) 業務の実施について

- ア 業務の実施にあたっては、業務に応じた適正な人員を配置すること。
- イ 業務は、関係法令等を遵守して遂行すること。
- ウ 業務実施前に監督職員に作業計画を提出のうえ実施すること。
- エ 契約締結時に緊急連絡先を提出すること。
- オ 業務中は、携帯電話を携行し常に連絡を取れる体制を整えること。
- カ 業務にあたっては、受託会社の被服を着用すること。

4 安全管理

- (1) 業務中は作業現場周辺の歩行者、車両等の円滑な交通等の確保に努め、従事者及び第三者の安全確保に必要な対策を十分に講じること。
- (2) 受託者は、必要があるときは、所轄警察署より道路使用許可を受け、その許可条件を遵守すること。
- (3) 業務中の事故等
 - ア 業務中に生じたトラブル等については、受託者の責務とし処理すること。
 - イ 業務につき第三者に損害を与えたとき、又は施設等に損害を与えたときは、受託者がその損害を賠償しなければならない。
 - ウ 業務中に事故等が発生したときは、直ちに臨機の措置を講じるとともに、監督職員に報告し指示を受けなければならない。

5 提出書類等

- (1) 受託者は、毎月業務が完了したときは、速やかに次の書類を提出すること。
 - ア 業務月例報告書
 - イ 業務日報
 - ウ 写真帳(作業場所全景・作業工程・作業後全景)
※全景撮影については、同地点からのものとし、作業工程は安全対策、規格等が確認できるものとする。なお、監督職員が撮影場所を指示した場合には、その指示によるものとする。
 - エ 計量伝票(写し)
 - オ 請求書
 - カ その他、監督職員が必要と認めた書類
- (2) 受託者は、契約期間終了後に業務完了届を提出すること。

6 個人情報の取扱い

受託者は、業務の遂行により知り得た個人情報に關し、「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」等を順守しなければならない。

7 その他

- (1) 道路陥没及び道路付属物等の破損を発見したときは、速やかに監督職員に報告すること。
- (2) この契約に疑義が生じたときは、双方が協議して定めるものとする。

位置図

